

令和4年11月17日  
横 浜 税 関

日本関税協会 横浜支部 殿

「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について

平素から、税関の取組みに深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、税関では、安心・安全な社会の実現のため、薬物、銃器、テロ関連物品をはじめ、知的財産侵害物品の水際取締りも重要な役割として取り組んでいます。

今般、下記のとおり「知的財産侵害物品取締強化期間」を設定し、輸出入貨物に対する審査・貨物確認を強化することとしており、期間中に貨物確認の頻度が増加することになりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

実施期間：令和4年11月18日（金）～11月25日（金）

- ✚ 輸出入申告の際は、貨物の詳細が分かる商品の画像や絵型などの資料を添付していただくようお願いいたします。
- ✚ 保税地域に搬入されている貨物で、知的財産に関する商品や外装などがある場合は、税関へ連絡をいただくようお願いいたします。
- ✚ 上記のほか、知的財産侵害物品に関して気にかかることなどがありましたら、税関へ連絡をいただくようお願いいたします。



密輸ダイヤル  
Eメール

フリーダイヤル      シロイ      クロイ  
0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1  
yokohama-mitsuyu110@customs. go. jp

